

ID: 1104

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例承認		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第23条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【根拠条文】 (既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例) 第23条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第27条第2項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(同法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。)とみなす。 (1) エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。 (2) エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。 2 建築基準法第93条第1項本文及び第2項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日